

個人情報の第三者への提供について

個人情報保護法では、あらかじめ被保険者等の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないことになっておりますが、以下の事項につきましては、当健保が被保険者等に対して確実な業務サービスを提供したり、被保険者等の利便性を向上する観点などから、法令の定めるところにより第三者への提供を行います。

提供を行う際の当健保と被保険者との合意については、本指針での開示をもって『黙示による包括的な同意』により合意が得られたものとして取り扱います。

なお、本人が希望する場合は第三者提供を停止することができます。停止を希望する場合には、本指針の最後に示す連絡先にご連絡願います。

個人情報保護法に基づき、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を要しない第三者提供の例外事項となります。

- (1) 法令の定めに基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって加入者の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または、児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体または、その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

また、個人情報の通常必要な利用目的のうち、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるといえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって「黙示による包括的な同意」でよいことになっております。

したがって、当組合では、以下の事項について、黙示による包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報窓口までご連絡ください。

- (1) 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかず事業主経由で支給すること。
- (2) 付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかず事業主経由で支給すること。
- (3) 出産育児一時金など現金による給付を事業主経由で支給すること。
- (4) 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。（注）
- (5) 保健事業に係わる各種補助金及び健康推進事業の申請・支給を事業主経由で行うこと。
- (6) 次の申請手続きをする場合に、当該申請手続きに必要な証明書類の授受について事業主を経由して行うこと。
被扶養者の認定・取り消し、介護保険適用除外の該当・不該当、健康保険被保険者証の券面表示の変更・訂正
- (7) 資格確認の目的で、医療機関等からの資格有無についての照会に対して回答すること。

(注) (4) の医療費通知につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。なお、第三者への提供の停止を希望される場合は、当組合にご連絡ください。ご連絡をいただいた時点から情報提供停止になります。

油研健康保険組合

TEL 0467-77-2181

(油研健康保険組合の申請受付用)